

# 募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は旅行業法に基づき、お客様に交付する契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ハッピーワールド(以下「当社」といいます。)が企画・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(「パンフレット」等をいいます。)、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。

## 2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託販売店(以下「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として取り扱います。また、旅行契約は当社らが予約の承諾をし、申込書と申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込金

区 分	申込金(おひとり様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- (4) 当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を、契約責任者が有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社らは、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金を「預かり金」として申し受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申し出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社らは当該「預かり金」を全額払い戻します。
- (9) 申込書にお客様のローマ字をご記入される際には、パスポートに記載されている通りにご記入下さい。お客様の氏名(スベリ)を誤って申し込みされた場合、航空券の発行替え、宿泊機関等への氏名訂正等が必要になり、所定の変更手数料をいただきます。また、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただきます。

## 3. お申し込み条件

- (1) 申し込み時点で20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (3) お客様が、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った

場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、補助犬を使用される方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。医師の診断書を提出して頂く場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全且つ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせて頂くか、コースの一部について内容を変更させて頂くか、又は負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせて頂く場合があります。
- (7) お客様がご旅行中に疾病・障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせて頂きます。これにかかる一切の費用は、お客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす行為、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面は募集広告、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 当社らは、旅行契約成立後お客様に旅行日程・旅行サービスの内容(集合時間・場所・利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始・ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日まではお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日まではお渡しします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合、旅行開始日にお渡しすることがあります。

## 5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は出発日の前日から起算して、さかのぼって21日目にあたる日より前にさかのぼってお支払い頂きます。また21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、申込時点又は当社らの指定する期日までにお支払い頂きます。

## 6. 旅行代金について

- (1) 募集広告に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をお支払い対象金額といたします。この合計金額は、申込金・取消料・違約料・変更補償金の額の算出の際の基準となります。
- (2) 子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子様にご利用します。幼児代金は満2歳未満の方で航空座席を利用しない場合に適用します。

## 7. お客様が出発前までに実施する項目

### (1) 旅券・査証について

- ①旅券(パスポート)・査証(ビザ)で現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうか又査証が必要かどうかの確認は、パンフレット等にて、お客様ご自身でご確認下さい。
- ②日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。

### (2) 保健衛生について

- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所のホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)をご確認ください。

### (3) 海外危険情報について

- 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)をご確認ください。

## (4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行お申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対して適切な措置がとられると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料を頂きます。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金(燃料サーチャージ等は含まれません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃料サーチャージを含んで表示した場合は除く。)、また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎/バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料等)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金(ただし、飲物代は含まれません。))及び税・サービス料
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料(航空機で運搬の場合は、お一人様20Kg以内が原則となっておりますが、等級、方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ね下さい。なお、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に対する運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。)
- (7) 添乗員付コースの添乗員の同行費用
- (8) その他募集広告内で含まれる旨を表示したもの  
※上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超える分)
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) 渡航手続関係費用(旅券印紙代・査証代・予防接種料・渡航手続代行料金)
- (4) お一人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6) 日本国内の空港施設使用料等
- (7) 日本国内における自宅からの発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等含んでいる旨を当社が募集広告で明示したコースは除きます。)
- (9) 運送機関の課す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ)

## 10. 追加代金と割引代金

- (1) 第5項でいう「追加代金」は以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)  
①一人部屋を使用される場合の追加代金、②ホテルの指定や部屋タイプのグレードアップのための追加料金、③「食事たっぷりプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金、④ホテルの宿泊延長のための追加代金、⑤航空会社を指定した場合の追加代金、⑥航空座席のクラス変更に必要な運賃差額、⑦その他募集広告で「〇〇追加代金」と称するもの
- (2) 第6項でいう「割引代金」は、募集広告で「〇〇割引代金」と称するものをいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

## 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、

運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社が関与できない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与しないものである理由及びその他の当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は変更後説明します。

## 12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂された場合においては、当社は、その改訂差額だけ旅行代金の額を変更することがあります。ただし旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 当社は、本項（1）の定める運送機関の運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は、その変更差額だけ旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- 奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受ける旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となった場合は、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

## 13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、所定の事項をご記入の上、当社に提出していただきます。この際、一人あたり1万円の手数料をお支払いいただきます。（既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、交替をお断りする場合があります。

## 14. 旅行契約の解除・払い戻し

### <旅行開始前—お客様の解除権>

- お客様は<表1>・<表2>・<表3>で定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内でお受けいたします。（お申し出の期日より取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日・営業時間、連絡先等はおお客様自身でも申し込み時点に必ずご確認ください。）
- 旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。
- 各種ローンの取扱手続き上及びその他渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も下記の取消料の対象となります。

<表1> 本邦出国時又は帰国時に航空機又は船舶を利用する募集型企画旅行契約（表2、3に掲げる旅行契約を除く。）

契約解除日	取消料（おひとり様）
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降（ロから二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表2> 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したものの（表3に掲げる旅行契約を除く。）

契約解除日	取消料（おひとり様）
イ 旅行契約締結後（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額

ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ニ 旅行開始日の前々日以降（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ホ 旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注 表1、2の中で「ピーク時」とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31に旅行を開始することをいいます。

### <表3> 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約

契約解除日	取消料（おひとり様）
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降（ロから二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- 以下に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
  - 旅行契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第21項の「変更補償金」の表左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときに限ります。
  - 第12項（1）に基づき旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行が安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - 当社らがおお客様に対し、第4項（2）の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

### <旅行開始前—当社の解除権>

- お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、「お客様は当社に対して本項<表1>又は<表2>に規定する取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。
  - 当社は以下に該当する場合においては、旅行契約を解除することがあります。
    - お客様が当社のあらかじめ明示した性格・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - お客様が第3項の（3）から（5）までのいずれかに該当することが判明したとき。
    - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
    - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす行為、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
    - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - お客様が当社の募集型企画旅行契約に記載した最少催行人員に満たないとき。
- 旅行開始日の前日からさかのぼって23日目（ピーク時「4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7」）に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日からさかのぼって33日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をおお客様にご通知します。
- （キ）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- （ク）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 本項（1）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。本項（2）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

### <旅行開始後—お客様の解除・払い戻し>

- お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集型企画旅行契約に記載した旅行サービスの提供を受けられない場

合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社らは旅行代金のうち不可能になった当該旅行サービスの部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻します。

### <旅行開始後—当社の解除・払い戻し>

- 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
  - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が第3項の（3）から（5）までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 本項（1）に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、お客様が取消料を支払って旅行契約を解除する時を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。当社は旅行代金のうち、お客様がこれまで提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 当社が本項（1）の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとしてします。
- 本項（1）の（ア）又は（エ）により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けまます。

## 15. 旅行代金の払い戻しの時期

- 当社は、第12項の（2）（3）（5）の規定により旅行代金を減額した場合、又は第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては募集型企画旅行契約に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- 本項（1）の規定は第19項<当社の責任>又は第22項<お客様の責任>で規定するところにより、お客様では当社が損害賠償請求権行使することをお客様ではありません。

## 16. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がおお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスの提供を受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 前（1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービス内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動するときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

- 添乗員の同行の有無は募集型企画旅行契約に明示いたします。

- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全て又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし 損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項 (1) の責任を負いません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- (ウ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止
- (エ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- (オ) 自由行動中の事故
- (カ) 食中毒
- (キ) 盗難
- (ク) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は手荷物について生じた本項 (1) の損害については、同項のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に通知があったときに限り、お客様一名につき15万円を限度 (但し、1個又は1対についての限度は10万円) として賠償します。

## 20. 特別補償

- (1) 当社は前項 (1) の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金 (2500万円)、後遺障害補償金 (2500万円を上限)、入院見舞金 (4万円～40万円) 及び通院見舞金 (2万円～10万円) を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金 (手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、お客様1名あたり15万円を上限とします。) を支払います。ただし、携行品の損害額が旅行者1名について1回の事故につき3千円を超えない場合は、当社は損害補償金を支払いません。
- (2) 本項 (1) にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とは致しません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、自殺行為、犯罪行為、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージョ、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 (1) の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められた補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。また、手荷物の補償対象品であっても、取壊、さび、変色、虫食い等、機能に支障をきたさない損害や補償対象品の置き忘れ又は紛失は損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項 (1) に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において、補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものと致します。

## 21. 旅程保証

- (1) 当社は、次記表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし当該変更については第19項当社の責任の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り) ます。	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注一：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容を確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供されたサービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について一件として取り扱います。

注三：③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五：④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六：⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨の率によります。

- (ア) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)(イ) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、②戦乱、③暴動、④官公署の命令、⑤運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、⑥当初の運行計画に即らなない運送サービスの提供、⑦旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- (イ) 第14項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (ウ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社がお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他

の募集型企画旅行契約の内容について理解できるよう努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領する為、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 23. オプションツアー

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行 (以下「当社オプションツアー」といいます。) の第20項 (特別補償) の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項 (特別補償) で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。また、当該オプションツアーの企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが催行される現地法人の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しませんが、それ以外の責任は負いません。

## 24. 通信契約の旅行条件

- 当社らが提携するクレジットカード会社のカード会員 (以下「会員」といいます。) より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと (以下「通信契約」といいます。) を条件に電話その他の通信手段による旅行のお申し込みを受けられる場合があります。(当社らにより当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も取扱販売店により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。)(「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とし、以下の点で異なります。)
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) お申し込みの際に、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期間」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らからの通知を発したときに成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (4) 当社らはクレジットカード会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「募集型企画旅行に記する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、「契約成立日」とします。契約解除の申し出日が既に旅行代金のお支払い後 (旅行代金のカード利用日以降) であった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。
- (5) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項<旅行開始前—お客様の解除権>の取消料と同額の違約料を申し付けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 25. 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報は、その秘密が保持され、正確かつ安全に取扱われることが社会的に要請されております。当社は、そのような社会的義務に応える為、個人情報保護に関する法律を遵守して、適切に行います。
- (2) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・

宿泊機関等、保険会社、土産店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (3) 当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページ（<http://www.hwi.co.jp/>）でご確認ください。

## 26. 海外旅行保険への加入について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、

移送費、また、死亡・後遺障害を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

## 27. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
- (2) お客様に便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全をきいておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってくだ

さい。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がありますので、ご購入には十分ご注意ください。

- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった時でも、当社はその理由の如何にかかわらず第19項<当社の責任> (1) の責任を負いません。

# ご案内とご注意

## (1) 航空機、その他の交通機関について

- ①航空機のお座席のご希望は、航空会社の都合や混雑状況によりご希望に添えない場合や、ご同行のお客様とお隣り同士の席をご用意できない場合もございます。また、エコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしもお受けできません。
- ②航空便の中には共同運航便があります。たとえば、利用予定航空便が共同運航便であるその他の航空会社の機材・乗務員である場合があります。
- ③観光及び空港～ホテル間等の送迎バスは、他のツアーや他のコースのお客様と一緒にする場合もあります。なお、その場合、出発に際して空港などでお待ちいただく場合があります。また少人数の場合、セダン又は小型バス、タクシー及び公共交通機関などを使用することもあります。

## (2) ホテルとお部屋について

- ①お一人様又は奇数人数でご参加の場合、他の方との相部屋はお受けできません。お部屋をお一人で利用する場合は一人部屋追加料金が必要となります。一人部屋は原則としてワンベッドルームとなるため、2人部屋より狭い部屋になることがあります。また混雑時やホテルの事情によって一人部屋の手配をお受けできない場合もあります。
- ②ホテルによっては、異なるタイプの部屋を同一等級としている為、同じコースのお客様に同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
- ③グループやご家族参加で2部屋以上ご利用いただいた場合でもホテル側の事情により、お隣り又は近くの部屋をご用意できないこともあります。
- ④お部屋のベッドタイプについて2人用のお部屋には、ベッドが2台の「ツインベッドルーム」とキング又はクィーンサイズのベッド1台の「ダブルベッドルーム」の2種類があります。ハネムーンやご夫婦などカップルでご参加の場合、「ダブルベッドルーム」となる場合があります。
- ⑤3名様で1部屋（トリプル）ご利用の場合2人部屋に簡易ベッドを入れ、3名様でご利用いただくため手狭となります。簡易ベッドの搬入時刻は夜遅くなるのが一般です。また、ホテルによりトリプル利用が出来ない場合がありますので、予めご了承ください。その際は2人部屋と1人部屋（追加料金必要）をご利用いただけます。なお、特に明示されていない場合トリプル割引はありません。
- ⑥1つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した、一人当たりのお部屋割引代金制度がご利用できるコースがあります。なお、この場合、旅行開始日を基準として1部屋のご利用人数が減少したときは、当初のお部屋割引代金は適用外となり、旅行代金に変更となります。
- ⑦募集広告に記載しているホテル情報は、予告なく変更になる場合があります。また、日本語スタッフのサービスはホテル内の一部施設で提供できない場合やホテル側の事情により日本語スタッフが不在の場合がありますので予めご了承ください。
- ⑧広告に記載しているお部屋の写真及び見取り図は一例です。内装や家具の配置などが実際とは異なる場合があります。
- ⑨募集広告等の表示における「海側の部屋」とは海側に面していますが、ヤシの木等で眺めが遮られる場合があり、海

が見える部屋とは限りません。「オーシャンフロント」とは海側に面し、正面に海が見える部屋。「オーシャンビュー」とは、海が客室の窓側から視界のかなりの部分を占めている部屋。「バーチャルオーシャンビュー」とは、客室の窓側から海の一部が見える又は客室の窓側から海が見えないがベランダから海が見える部屋。また、同じ表示のお部屋でも階段や位置により眺めが異なる場合があります。「部屋指定なし」とは、部屋タイプ、眺めなどが指定できない部屋のことをいいます。

⑩主にヨーロッパスタイルのホテルでは、部屋ごとの調度品や部屋自体の広さが異なったり、ミニバー、冷蔵庫、テレビなどが備え付けられていないなど設備の面で機能性に欠ける場合があります。

⑪ツアーご参加のお客様でもホテルによっては、ホテル宿泊カードの記入が必要となる場合があります。また、国際電話やお部屋のミニバー用として、ホテルより国際クレジットカードの提示または現金によるデポジット（保証金）を求められることがありますので、ご参加の際は国際クレジットカードをお持ちになることをお勧めします。

⑫チェックイン・チェックアウトの際、お客様の人数や時間帯によって時間がかかる場合があります。

⑬一部の地域、ホテルではシャワーのみの部屋となる場合があります。

⑭東南アジア・中国の一部の地域、ホテルでは一時的にお湯が出にくかったり、湯温が上がらない場合があります。

## (3) お食事について

- ①募集広告等に表示した食事の回数には、機内食は含まれません。なお機内食の提供時間は各航空会社便によって異なり、昼・夕食のいずれかがはつきりしない場合もあるため日程表示欄には表示されないことがあります。
- ②旅行日程として表示された食事において、お客様が個人的に注文された飲物や追加料理はお客様の個人払いとなります。
- ③現地事情及び搭乗便の変更により使用予定レストランの変更、あるいは食事の入れ替えを行うことがあります。食事回数、条件は変更のないようにいたします。
- ④ホテルのメインダイニングルームや一流レストランでは、男性は上着・ネクタイの着用が必要となる場合があります。または通常のレストランの場合でもTシャツ・ジーンズ・ショートパンツ・スニーカー・サンダルなどでは入店を断られる場合があります。
- ⑤募集広告等に表示したホテルの食事は、特に明示がない限り、ホテルが指定したレストランとなります。

## (4) 現地係員について

- ①現地係員は現地にて旅行を円滑に実施するために、空港・駅・ホテルでの送迎、観光、オプションツアー等のご案内を行います。これらの業務以外の日程表上自由行動時、ホテル滞在時には係員はおりません。（ただし、ラウンジ・デスクにてご案内している場合は除きます。）また、列車、航空機による移動の際も原則として同行いたしません。
- ②現地係員は日本語を話しますが、日本人とは限りません。また一部の特定コースでは、ホテルのスタッフや現地係員

の英語での案内になる場合があります。（この場合はその旨募集広告に明示します。）

- ③空港等では現地係員の入場できる場所が限定されている関係上、出入国手続き、通関手続き等はお客様ご自身で行ってください。
- ④乗継ぎ空港では搭乗券のご案内はありません。お客様ご自身で乗継ぎ手続きをしていただきます。なお出入国手続き及び通関上のトラブルに関する契約上の責任は原則として当社は負いません。
- ⑤一部の空港では搭乗券をお持ちのお客様しかチェックイン場に入場できません。これらの空港では、お客様ご自身で航空機のチェックインをしていただくこととなります。

## (5) ポーター及び荷物について

- ①地域によっては、空港、駅、港及びホテル等にポーターがいない場合があり、この場合はお客様ご自身でお荷物をお運びいただけます。
- ②中国では、受託手荷物はホテル出発の際、前夜に回収することもありますので、一泊分の身回り品（洗面道具・下着等）が入るザックをご用意いただくことと便利です。

## (6) 市内観光・オプションツアー等について

- ①観光地訪問施設の休館、その他当社の管理できない事由により、観光箇所または実施日が変更になる場合があります。またこれにより、自由時間等に影響がでる場合もあります。
- ②他のコース、または他のツアーのお客様と一緒に実施する場合があります。
- ③現地の交通事情により、移動や観光の予定時刻が大幅に変更になる場合があります。予めご了承ください。

## (7) 諸費用のご請求について

お客様が時間外に添乗員・現地係員等に案内等を依頼した場合の諸費用、お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費（交通費、通信費等）、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物の回収等に伴う諸費用及び別行動の手配のために要した諸費用に関してはお客様払いとなります。

## (8) 旅行先の環境事情について

旅行先の宿泊施設では、洗剤による水質汚濁を防ぐ為、ご希望されないとお部屋のタオルの交換を行わない場合があります。タオル交換希望の際はタオルをバスタブに入れておく、部屋の床に落としておく等の意思表示が必要な場合もありますのでご注意ください。また、旅行先に自然遺産や文化遺産に配慮した環境マナーや法規制があり、現地でのゴミのポイ捨て等に対し罰金を課せられる場合もあります。事前に現地の環境事情をご確認されますようお願い申し上げます。

## (9) 旧正月、現地の祝祭日について

旧正月や現地の祝祭日では、地元レストラン、ショッピング店や市場などが閉店となり、お買い物などがお楽しみいただけない場合があります。観光客向けのお土産店などは開いている場合が多いですが、店舗などの閉店状況は毎年際限なく変わります。

<企画・実施> 観光庁長官登録旅行業第1687号

株式会社

ハッピーワールド



ボンド保証会員  
(社)日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引  
協議会 会員